



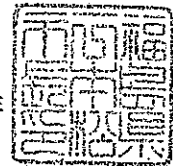
二本松市告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、字の区域の変更の効力は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定に基づき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成27年3月24日

二本松市長 新野 洋



編入する字名	左に編入される区域	
針道字大町東	針道字道庭	針道字大町東65の3、192の4に隣接する針道字道庭の道路である公有地の一部
針道字道庭	針道字大町東	65の3の一部、192の4の一部
針道字道庭	針道字境畑	1の2、1の3、55及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部
針道字若宮	針道字道庭	25の1の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部
針道字若宮	針道字仲ノ内	13の2の一部、13の5、22の1の一部、23、26の1の一部、26の2の一部、27の1の一部、27の2及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
針道字若宮	針道字長信田	64の1の地先の道路である公有地の一部



編入する字名	左に編入される区域	
針道字石田	針道字杉内	223 の 2、223 の 3、228 から 230 まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
針道字石田	針道字五郎内	1 の 2、2 の 3、3 の 2、3 の 3 に隣接する水路である公有地の全部及び針道字石田 44 に隣接する針道字五郎内の道路である公有地の一部
針道字石田	針道字関ノ入	針道字石田 44 に隣接する針道字関ノ入の道路である公有地の一部